別記様式第１号（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県土木建築局技術企画課長　様

申請者名称

押印不要

（申請時には削除）

代表者

確　約　書

　民間工事流用先一覧表への登録申請に当たり，次のとおり対応することを確約します。

　また，以下に違反する事実が明らかになった場合には，登録を取り消されても異議はありません。

１　建設発生土を受け入れる費用は無償とします。

２　工事工程・土質条件が合わない場合など，申請した土量の搬入が保証できないことを了承します。

３　建設発生土の受入後（ダンプトラックによる荷下ろし後）の押土・敷均し・締固め等は，申請者自らが行います。

４　建設発生土の受入に際して，地域住民等からの苦情等に適切に対応します。

５　建設発生土の受入に必要な土砂流出防止措置（沈砂池・法面工の設置等）や災害防止措置（排水工・擁壁の設置等）を，関係法令等の許可等の内容に基づき適切に行います。

６　受入れた建設発生土は，申請した民間工事のみに利用するものとし，他箇所への販売や搬出は行いません。また，受入れた建設発生土の管理は，自らの責任で行います。

７　申請した民間工事の施工に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について，自ら責任を負います。

８　広島県の要請による現地調査等の実施に当たっては，全面的に協力します。

９　申請書類の記載内容に変更が生じたときは，遅滞なく変更申請書類を提出します。

10　広島県から建設発生土の受入に関する連絡を受けたときは，受入の調整（受入開始時期や時間帯，土質条件等）に協力します。また，調整の結果，建設発生土の受入を辞退するときは，受入辞退理由書を広島県に提出します。

11　建設発生土の受入を中止しようとする場合，受入を中止する１か月前までに受入中止を申請します。また，建設発生土の受入を完了したときは，遅滞なく受入完了を申請します。

12　その他，民間工事流用先一覧表に起因したトラブルが発生した場合は，自らその解決にあたります。